

鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、エネルギー価格高騰対策の一環として、特別高圧で受電する県内事業者の負担を軽減するため、第3条に定める交付要件に該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別高圧受電事業者 自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する事業所のことをいう。
- (2) 特別高圧受電施設使用事業者 特別高圧電力を使用のうえ、その電気料金を負担する商業施設や工場等に入居する事業者のことをいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付のための要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鹿児島県内に所在する特別高圧受電事業者（公立施設及び医療機関を除く）であること。ただし、特別高圧で受電する商業施設等については、商業施設等を管理し特別高圧電力の受電を契約している者が、特別高圧受電施設使用事業者分をとりまとめて申請するものとする。
- (2) 医療機関等、鹿児島県が実施する同種の補助金等を受けている事業者ではないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助対象経費は、次により算出された額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 令和5年1月から令和6年5月まで、令和6年8月から令和6年10月まで、及び令和7年1月から令和7年3月までの毎月の特別高圧電力使用量を対象とする。
- (2) 前号の電力量1kwhあたり、令和5年1月から令和5年9月までは1.8円以内を乗じた額、令和5年10月から令和6年4月までは0.6円以内を乗じた額、令和6年5月は0.3円以内を乗じた額、令和6年8月から令和6年9月までは1.0円以内を乗じた額、令和6年10月及び令和7年1月から令和7年2月までは0.7円以内を乗じた額、並びに令和7年3月は0.4円以内を乗じた額を合計した額を補助金額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電力使用量内訳書（別記第1号様式 別紙1）
- (2) 誓約書（第3条第1項ただし書きに該当する申請者）（別記第1号様式 別紙2）
- (3) 証拠帳票（契約書、領収書等）の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 申請内容に虚偽又はその他不正行為があると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第7条 知事は、交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第3号様式によるものとする。

3 第3条第1項ただし書きに該当する申請者は、前項の補助金の交付を受けたときは、特別高圧受電施設使用事業者に対して、それぞれの電気使用量に応じて、補助金を適正に分配しなければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者

住所
氏名

鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金交付申請書

鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金について、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 電力使用量内訳書（別記第1号様式 別紙1）
- (2) 誓約書（第3条第1項ただし書きに該当する申請者）（別記第1号様式 別紙2）
- (3) 証拠帳票（契約書、領収書等）の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

電力使用量内訳書

企業名:

1 特別高压の電力使用量

令和 5 年 1 月から令和 5 年 9 月までの電力使用量を記入してください。

	R5. 1	R5. 2	R5. 3	R5. 4	R5. 5	R5. 6	R5. 7	R5. 8	R5. 9	合計
電力使用量 (kwh)										

令和 5 年 10 月から令和 5 年 12 月までの電力使用量を記入してください。

	R5. 10	R5. 11	R5. 12	合計
電力使用量 (kwh)				

令和 6 年 1 月から令和 6 年 3 月までの電力使用量を記入してください。

	R6. 1	R6. 2	R6. 3	合計
電力使用量 (kwh)				

令和 6 年 4 月から令和 6 年 5 月までの電力使用量を記入してください。

	R6. 4	R6. 5	合計
電力使用量 (kwh)			

令和 6 年 8 月から令和 6 年 9 月までの電力使用量を記入してください。

	R6. 8	R6. 9	合計
電力使用量 (kwh)			

令和 6 年 10 月、令和 7 年 1 月から令和 7 年 2 月までの電力使用量を記入してください。

	R6. 10	R7. 1	R7. 2	合計
電力使用量 (kwh)				

令和 7 年 3 月の電力使用量を記入してください。

	R7. 3	合計
電力使用量 (kwh)		

2 確認事項

以下の要件を満たしていることを確認し、○を記入してください。

	鹿児島県特別高压受電事業者支援事業補助金交付要綱第 3 条の要件を満たします。
--	---

※電力使用量が分かる請求書等を各月ごと添付してください。

※特別高压受電施設使用事業者がいる特別高压受電事業者は、別紙の誓約書、配分計画書も併せて提出してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
 氏名

鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金の交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

- (1) 鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業の補助金の交付を受けたときは、特別高圧受電施設使用事業者（特別高圧電力を使用のうえ、その電気料金を負担する商業施設や工場等に入居する事業者）に対して、別紙配分計画書に基づき、補助金を適正に配分します。
- (2) 特別高圧受電施設使用事業者等、関係者との間でトラブルが発生した場合は、当事者同士で協議のうえ、解決を図ります。
- (3) 補助金交付要綱の定めを遵守するとともに、その他知事の指示に従います。

配分計画書

特別高圧受電施設使用事業者が利用した特別高圧電力使用量（kwh）や負担した金額等に基づき、特別高圧受電施設使用事業者への還元方法（現金配分、電気料金の減額等）を記載してください。

※任意様式での提出でも可。

特別高圧受電施設使用事業者数（※）

※毎月の電気料金を、入居している商業施設や工場等に支払っている事業者のことをいいます。

--

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

殿

鹿児島県知事



鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円
- 3 交付の条件

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号の交付確定（確定）通知書に基づく鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号
（金融機関名）

本・支店 当座
普通

（カナ）
預金口座名義人